

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する件（告示案）」
に関する意見募集の結果について

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	全体	<p>・今般のガイドライン改正の趣旨・目的は、当ガイドラインで求められている措置につき誤解されないよう「記載をより分かりやすくすること」にあり、改正前のガイドラインを遵守している事業者に対して新たな義務を生じさせるものではないとの理解でよいか確認させていただきたい。</p>	御理解のとおりです。
2	全体	<p>1 意見の概要 特定個人情報の取扱いにおいて本ガイドラインの果たす役割は大きく、時機に応じたブラッシュアップがされることが重要であることから、本改正案に賛成する。</p> <p>2 意見及び理由 特定個人情報の適正な取扱いについては、これを提供する個人はもとより、提供を受ける事業者においても十分に理解されているとは言い難い状況であり、本ガイドラインを時機に応じて適切にブラッシュアップし、周知に努めることが重要である。</p> <p>その観点から、本改正案において、事業者が委託先に報告を求めること、これにより契約の見直しを検討すること等を通じて、委託先の取扱状況を適切に評価すべきことが明記されることに賛成する。</p> <p>また、特定個人情報等について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要があると明記されることにも賛成する。</p> <p>利用目的の特定及びアクセス制御に関する改正については、表記の正確性が図られると評価できるものであり、賛成する。</p> <p>なお、今後も時機に応じた適切な改正がされることを要望する。</p>	本改正に賛成の御意見として承ります。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	第4-1-(1) 1 B a (別冊) 1-(1) 1 B a	新旧対照表(事業者編)第4-1-(1)個人番号の利用制限 a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止および(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン1-(1) a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止において、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。ということでは、ガイドラインとしては後退したような印象を受けてしまいます。特定することが望ましいではなく、特定する。と条文を結んではいけないのでしょうか。	個人情報には個人番号が含まれ、個人番号の利用目的の特定については、個人情報保護法を根拠とします。この点、個人情報保護法ガイドラインでは、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。」とされていることから、当該記載を参考に改正するものです。
4	第4-1-(1) 1 B a (別冊) 1-(1) 1 B a	(利用目的を超えた個人番号の利用禁止) ・事業者は、個人番号関係事務実施者として、法令において限定的に定められた範囲内で個人番号を利用することが求められているなか、個人番号の利用目的に係る特定の程度に関し、改正案において「利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に」との文言が追記された趣旨、および、「具体的に特定する必要がある」から「具体的に特定することが望ましい」に改正された趣旨は、必ずしも現行ガイドラインで例示されている水準の具体性は求められないことを明確化するためとの理解でよいか確認させていただきたい。	個人情報には個人番号が含まれ、個人番号の利用目的の特定については、個人情報保護法を根拠とします。この点、個人情報保護法ガイドラインでは、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。」とされていることから、当該記載を参考に改正するものです。
5	第4-1-(1) 1 B a	>6 頁目 ここで用いられる文言は、「ことが望ましい」ではなく、従前の「必要がある」のままとすべきであると考えます。 消費者・国民には個人番号の利用用途が示されるべきはずであるが、そうするとここでは、必要性から考えて、「望ましい」ではなく「必要がある」の文言の方を用いるべきとなるはずである。	個人情報には個人番号が含まれ、個人番号の利用目的の特定については、個人情報保護法を根拠とします。この点、個人情報保護法ガイドラインでは、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。」とされていることから、当該記載を参考に改正するものです。
6	第4-1-(1) 1 B a	(利用目的を超えた個人番号の利用禁止) ・改正案において「個人番号関係事務の場合、『源泉徴収票作成事務』、『健康保険・厚生年金保険届出事務』のように特定することが考えられる」との例示が削除されているが、個人番号の利用目的として、『源泉徴収票作成事務』のように特定することは、引き続き、一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定しているものと認められるとの理解でよいか確認させていただきたい。	御理解のとおりです。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
7	第4-1-(1) 1B a	今回の改正の目的が、「記載をより分かりやすくする」ためということであれば、現行の以下の記載（分かりやすい具体例）は削除せず、何らかのかたちで（例えば、「例示」として）存続させる方が望ましいと考える。 * 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。	御意見を踏まえ、Q & A（Q 1-1-3）を追加し、公表します。
8	第4-1-(1) 1B a (別冊) 1-(1)1B a	(利用目的を超えた個人番号の利用禁止) ・改正案において、利用目的の特定に係る例示が削除されたが、個人番号の利用目的をどの程度特定することが求められるのか、具体例で明示していただきたい。	利用目的の特定の程度は、個々の状況により異なると考えられますが、御意見を踏まえ、Q & A（Q 1-1-3及びQ16-6）を追加し、公表します。
9	第4-1-(1) 1B a (別冊) 1-(1)1B a	【意見】 利用目的の特定の事例をQ & Aに示していただきたい。 【理由】 個人番号を取り扱うに当たっての利用目的の特定については、個人情報保護法第15条第1項が法的根拠であることから、その特定の程度は個人情報の場合と何ら変わることはなく、本改正案は、それをより明確に示したものであると考えられる。 一方、本ガイドライン(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン)においては、内容の理解を助けることを目的とした典型的な例として、「事業者の実際の事務に即した具体的な事例」が数多く記述されているところ、本改正案においては、利用目的の特定の事例が削除されている。 当該事例の記述があることにより、個人番号における利用目的の特定が個人情報におけるそれよりも厳格であるかのような誤解を招くおそれがあるという趣旨から削除しているのかもしれないが、本改正の趣旨が、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」の記載内容を十分に考慮しながら、取扱いをより明確に記述するためのものであることに鑑みれば、事例を削除するのは好ましくないと考える。 また、事例で示されていた利用目的の特定の程度は、事業者における基本方針や個人番号の提供を求める書面等に記載されている場合が多く、実務上定着していると考えられる。 したがって、少なくとも、従来記述されていた利用目的の特定の事例をQ & Aに示し、利用目的の特定の程度について疑義の生ずることのないようにしていただきたい。	御意見を踏まえ、Q & A（Q 1-1-3及びQ16-6）を追加し、公表します。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
10	第4-2-(1) 1B (別冊) 2-(1)1B	(必要かつ適切な措置) ・「③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握」に係る記載を追記いただいた趣旨は、ガイドラインの分かりやすさの観点から、「①委託先の適切な選定」「②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」と同様、具体的に求められる内容を示すためであり、新たな措置を求めるものではないとの理解でよいか確認させていただきたい。	御理解のとおりです。
11	第4-2-(1) 1B (別冊) 2-(1)1B	(必要かつ適切な措置) ・委託元が適切に評価することを求められる対象は「委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度」と「委託先における特定個人情報の取扱状況」であるとの理解でよいか確認させていただきたい。	適切に評価することが求められるのは、「委託先における特定個人情報の取扱状況」についてです。委託先における特定個人情報の取扱状況の把握にあたっては、「委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度」という観点を考慮した上で対応することが求められます。 なお、当該記載は、個人情報保護法ガイドラインを参考にしています。
12	第4-2-(1) 1B (別冊) 2-(1)1B	【意見】 「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、(略)適切に評価する」を「適切に評価することが望ましい」と記述してはどうか。 【理由】 委託先の監督義務は、個人情報保護法及び番号法の双方に規定されているが、「個人データの安全管理が図られるよう」又は「特定個人情報の安全管理が図られるよう」と規定されているとおり、いずれも安全管理措置義務の中から委託先の監督義務を取り出し、明示的及び確認的に規定しているものと考えられる。 個人番号における安全管理措置義務及び委託先の監督義務は、番号法特有の取扱い(個人番号の利用制限、特定個人情報の提供制限、再委託の許諾等)から導かれる差異はあるものの、個人情報におけるそれらの義務と本質的に変わるものではなく、基本的な要素は共通しているものと考えられる。 このような前提で考えると、委託先における取扱状況の把握について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」では、「委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい」とされているのに対し、本改正案では、「委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価する」とされるのは、あたかも個人情報の場合よりも厳格な取扱いを義務付けている印象を受ける。 本改正の趣旨が、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」の記載内容を十分に考慮しながら、取扱いをより明確に記述するためのものであることに鑑みれば、記載の平仄を合わせ、「適切に評価することが望ましい」と記述した方がよいと考える。	御意見を踏まえ、事業者編(別冊)を含む。)につきましては、次のとおり修正します。 「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。」 なお、行政機関等・地方公共団体等編につきましては、行政機関等・地方公共団体等が実施する事務の多くが個人番号利用事務であること等を考慮し、現状の案のとおりとします。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
13	第4-2-(1) 2C (別冊) 2-(1)2C	マイナンバーの管理については、委託先のみならず再委託先の管理も義務付けられていることから、本ガイドラインにおいても「再委託」に対する監督の内容を具体的に記載すべきと考える。	御意見を踏まえ、Q & A (Q 3-16) を追加し、公表します。
14	(別添) 2Cb	(取扱規程等に基づく運用) ・取扱規程等に基づく運用の状況を確認する手段について、「システムログ又は利用実績を記録」から「特定個人情報等の利用状況等を記録」に改正されているが、システムログ又は利用実績の記録が必須ではなく、記録する項目や、事業者の規模及び特定個人情報等を取扱う事務の特性等により、システムログや書面など個々の事業者が判断することでよいか確認させていただきたい。	御理解のとおりです。
15	(別添) 2Ea	(特定個人情報等を取り扱う区域の管理) ・取扱区域の管理について、現行ガイドラインにおいては、管理区域と同様「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。」となっているところ、改正案においては「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある。」と改正された趣旨は、管理区域と取扱区域では求められる措置の水準に差異があることを明確化するためとの理解でよいか確認させていただきたい。	現行のマイナンバーガイドラインにおいても、取扱区域と管理区域に求められる措置の水準に差異があることについては御理解のとおりです。一方、今回の改正の趣旨は、現行のマイナンバーガイドラインにおける「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。」との記載について、例えば、別室を設けて取り扱わなければならないとの誤解を与えている可能性があることから、取扱区域における措置をより分かりやすくするために改正するものです。
16	(別添) 2Ea	(特定個人情報等を取り扱う区域の管理) ・取扱区域については、必ずしも物理的に隔離することは求められず、のぞき込みを防止する措置を講ずることでの理解でよいか確認させていただきたい。	御理解のとおり、取扱区域については物理的に隔離することまで求められてはませんが、のぞき込みを防止する措置は、《手法の例示》として示しているものであり、「事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないように留意する」ことが求められます。
17	(別添) 2Ea	(特定個人情報等を取り扱う区域の管理) ・取扱区域に関する管理手法の例示として追加された「のぞき込みを防止する措置」について、具体的にどのような措置を想定しているかご教示いただきたい。	例えば、端末の画面にのぞき込むことができないフィルターを貼ることで等が想定されますが、今回追加した例示以外にも、既に《手法の例示》に記載されているとおり、間仕切り等の設置、座席配置の工夫等の措置を講ずることが考えられます。

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
18	(別添) 2 E a	<p>>16 頁目</p> <p>>a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 「(サーバ等)」とあるのは「(サーバやその端末等)」とすべきであると考え る。(又は、新規に挿入された「(サーバ等)」の文言を削除するか。) サーバについては厳重な管理がなされていても、その端末の管理が疎かであ れば望ましいセキュリティ環境とはならないので、必ずその端末等につい ても適切に管理を行うよう記述を行っていただきたい。(これでは今回の改正 で新しい穴が生じてしまう事になると考える。)</p>	<p>特定個人情報等を取り扱う端末については、現行のマイナンバーガイドラ インの(別添) 2 E b 等において、適切な安全管理措置の実施を既に求め ていることから、現状の案のとおり記載とします。</p>
19	(別添) 2 E a	<p>>16 頁目</p> <p>>《手法の例示》 「管理区域・取扱区域の出入り口等を防犯カメラで監視しその動画記録を保 存する」という様な内容を追加されたい。 管理区域相当の場所で管理がなされているはずなのに問題が発生した事態 として、2017年に発生した広島県警察広島中央警察署の約8500万円にのぼ る現金の窃盗が記憶に新しいが、これなどは防犯カメラで出入り部分等を撮 影していれば発生しなかった事件であるはずである。 特定個人情報の保護においても、同様の事態を防ぐためには防犯カメラによ って重要区域の録画を行っておく事が望ましく、またそれは防犯だけでなく 事件捜査にも有用と思われるが、防犯カメラ設備が廉価になってきた現在に おいてはガイドライン的文書でその様な設備・装備の利用推奨を行うのが非 常に望ましいはずであるので、その様な内容を追加していただきたいと考 える。</p>	<p>現行のマイナンバーガイドラインの(別添) 2 に記載のとおり、《手法の例 示》は、具体的な手法を例示したものであり、安全管理措置は、事業者の 規模、特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、個々の事業者にお いて適切な手法を御判断いただくことが重要であると考えことから、従 来どおりの記載とします。</p>
20	(別添) 2 F a	<p>(アクセス制御)</p> <p>・アクセス制御を行う手法の例示に係る改正は、分かりやすさの観点から表 現ぶりを修正するものであり、趣旨を変更するものではないとの理解でよ いか確認させていただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
21	(別添) 2 F a	<p>>17 頁目 >a アクセス制御 >《手法の例示》 項目追加として、3 番目に「上記の限定をアクセス制御にも追加する。」という様な記述を挿入していただきたい。 アクセス制御は必ず必要となるべきものである。これが無いと、そもそもどのアカウント・どの端末よってのアクセスが行われたのかの確定が不可能であったりするので、文意解釈として、制度的・運用的な対処でも可能と思われる様な改正後記述に加えて、アクセス制御について行うよう示していただきたい。情報工学システム的な対処が必ず必要であると考えます。</p>	<p>アクセス制御については、現行のマイナンバーガイドラインの(別添) 2 F aにおいて、適切な安全管理措置の実施を既に求めていることから、従来どおりの記載とします。</p>
22	(別添) 2 F c	<p>>その他 端末単体や、スイッチ、ルータにも、ファイアウォール・フィルタの設定が可能であるので、その設定を行う記述をしていただきたい。 忘れてはならない事であると考えます。 (要所要所でのポートフィルタや SPI フィルタの有無は大きな違いをもたらすはずである。)</p>	<p>ファイアウォール等の設置については、現行のマイナンバーガイドラインの(別添) 2 F cにおいて、《手法の例示》として既に記載していることから、従来どおりの記載とします。</p>
23	(別冊) 1-(1) 1 B a	<p>今回の改正の目的が、「記載をより分かりやすくする」ためということであれば、現行の以下の記載(分かりやすい具体例)は削除せず、何らかのかたちで(例えば、「例示」として)存続させる方が望ましいと考える。 *「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、Q & A (Q16-6) を追加し、公表します。</p>
24	(別冊) 1-(1) 1 B a	<p>(利用目的を超えた個人番号の利用禁止) ・改正案において『金融商品取引に関する支払調書作成事務』、『保険取引に関する支払調書作成事務』のように特定することが考えられる」との例示が削除されているが、個人番号の利用目的として、『保険取引に関する支払調書作成事務』のように特定することは、引き続き、一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定しているものと認められるとの理解でよいか確認させていただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No.	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
25	(別冊) 1-(1)1B a	>20 頁目 ここで用いられる文言は、「ことが望ましい」ではなく、従前の「必要がある」のままとすべきであると考える。 消費者・国民には個人番号の利用用途が示されるべきはずであるが、そうするとここでは、必要性から考えて、「望ましい」ではなく「必要がある」の文言の方を用いるべきとなるはずである。	個人情報には個人番号が含まれ、個人番号の利用目的の特定については、個人情報保護法を根拠とします。この点、個人情報保護法ガイドラインでは、「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。」とされていることから、当該記載を参考に改正するものです。

※ 上記意見のほか、告示（案）の内容とは関係がないと考えられる御意見が2件ありました。御意見ありがとうございました。

【凡例】

- 「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 「マイナンバーガイドライン」：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）
 - ・ 「(別添)」：(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）
 - ・ 「(別冊)」：(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- 「個人情報保護法ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）
- 「Q & A」：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q & A